附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第二条第四十八号」を「第二条第四十七号」に改める。

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十九号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「、石川県」を削り、「であつて、」を「であつて」に改め、「適用」の下に「並びに石川県が設置する当該施設及び設備であつて当該補助金の交付に係る同項の規定の令和五年度から令和八年度までの各年度における適用」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三百一人」を「三百四人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十一号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百五十八万円」を「三百七十二万円」に、「五百三十七万円」を「五百五十八万円」に改め、同条第二号中「百七十九万円」を「百八十六万円」に改め、同条第三号ニ中「五万四千円」を「五万五千五百円」に改め、同条第七号イ中「四十八万円」を「五十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百七十三万六千円」を「二百八十三万二千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十一万四千円」を「十一万八千円」に改める。

第二十七条第一項第一号中「百六十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「百六十万円」を「二百万円」に、「二百四十万円」を「三百万円」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百五十八万円」を「三百七十二万円」に、「五百三十七万円」を「五百五十八万円」に改め、同条第二号中「百七十九万円」を「百八十六万円」に改め、同条第三号ニ中「五万四千円」を「五万五千五百円」に改め、同条第七号イ中「四十八万円」を「五十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百七十三万六千円」を「二百八十三万二千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十一万四千円」を「十一万八千円」に改め、同条第十二号中「三十三万円」を「三十四万円」に改める。

第三十六条第一号中「三百五十八万円」を「三百七十二万円」に、「五百三十七万円」を「五百五十八万円」に改め、同条第二号中「百七十九万円」を「百八十六万円」に改め、同条第三号ニ中「五万四千円」を「五万五千五百円」に改め、同条第七号イ中「四十八万円」を「五十一万円」に改め、同条第八号ロ及びハ中「十一万四千円」を「十一万八千円」に改め、同条第十二号中「三十三万円」を「三十四万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第七条、第二十七条（新令第三十一条の九第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、令和八年四月一日から適用する。